

平成20年度 第2回 村上地区地域審議会 議事録

1. 開催日時 平成20年10月22日 19:00~20:45
2. 開催場所 村上市役所 第5会議室
3. 出席委員 吉田雅博、佐藤利和、井上敏雄(横山昭夫代理)、小野寛、佐藤久也、
中川修、佐々木綾子、佐藤芳男、佐藤忠、村山優子
4. 欠席委員 近藤弥太郎、東海林真弓
5. 出席職員 小田企画部長、
(事務局) 政策推進課; 相馬課長、佐藤課長補佐、太田係長、高橋主査、
本間主査、大滝主査、平山主任
6. 傍聴者 なし
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

平成20年度 第2回 村上地区地域審議会 会議次第

日 時 平成20年10月22日

午後7:00～

場 所 村上市役所 第5会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 第1回地域審議会における審議内容について
別紙、議事録、参考資料参照

(2) 市長に対する答申について

4. 答 申

5. その他

6. 閉 会

会 議 経 過

1 . 開 会

事務局；定刻を過ぎましたし、みなさまお忙しくいらっしゃいますので、会議を始めたいと思います。始める前に資料の確認をさせていただきます。

(配布資料確認)

それでは、会長様から開会のご挨拶を申し上げまして、議事に移りたいと思います。よろしくをお願いします。

2 . 会 長 あ い さ つ

会 長；委員の皆様、今日はお忙しい中、第 2 回目の村上地区地域審議会にお集まりいただき、ありがとうございます。2回目と言うことで、みなさんも少しは内容を理解したのかなあとと思います。今日は前回の内容の確認と答申案の取りまとめということで、みなさんのご意見をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(以下、会長が議長を務める)

3 . 議 事

(1) 第 1 回地域審議会における審議内容について

議 長；それでは、次第にしたがいまして、議事の(1)、第 1 回地域審議会における審議内容について、上程させていただきます。提案説明を事務局のほうからお願いします。

事務局；前回の議事録等を送付させていただきました。第 1 回の議事録をまとめたもので、他の地区のものも一緒にあわせてあります。なお、公表を行う関係上氏名を記述ない形でまとめてあります。また、第 1 回目の会議から時間も経過していることから、確認いただくことで、今回の審議がスムーズに行われることを願います。なお、大変恐縮ですが、別紙のように 10 月 1 日に市の広報紙に掲載、ホームページにも掲載しております。大幅に食い違い等ある場合は、訂正をご指示いただきたい。また、参考資料として、前回、合併基本計画と総合計画の関係や、今回の審議はどの部分を審議しているのか明示してほしい旨のご意見がございましたので、関係を示すものをご用意いたしました。

事務局；参考資料をご覧ください。

一番左に合併基本計画、右側が市の総合計画を記述しております。各々の根拠法令が違うわけですが、合併基本計画は、合併基本計画の目的の後段にあるように、「合併新法に基づく財政支援の対象となる」ものであり、この計画に掲載されている事業は合併推進債の対象になります。合併基本計画の具体的な計画内容は、冊子

の37Pにあります新市の主要施策と、P40の具体的な事業が掲載されています。この具体的な事業が合併推進債の対象となる、国が認めた事業となります。

しからば総合計画とはなんぞや、ということですが、以前説明しましたように、地方自治法に基づく計画でありまして、具体的な計画内容は記述されているとおりであります。基本構想の5番目にある土地利用構想がありますが、これを今回、地域審議会の各位に審議をお願いしているところであります。総合計画の土地利用構想と、合併基本計画に登載された土地利用構想を同じものとして考えておりまして、この構想内容のご検討をお願いしているところであります。

また、地域審議会に答申された内容のほかに、各位からいただいたご意見については、当然総合計画に反映させていきたい。また、前回市政懇談会でのご意見についても参考とさせていただきたい、また、市民アンケートでいただいたご意見についても参考とさせていただき総合計画に反映させていきたいと考えております。

なお、余談ではありますが、「まちづくりの基本理念・まちの将来像」(一番市が目指す・柱になるもの)については、市内2,000人の高校生からアンケートをいただきまして、11月7日に4校の代表者によって、私どもで作った案を審議していただいて「まちづくりの基本理念・まちの将来像」を提案していただくことになっています。

付け加えて、総合計画をうけて個別計画「都市計画マスタープラン」とありますが、そのほかにも、多くの個別計画があります。個別計画の「都市計画マスタープラン」の中を見ますと、計画内容の中に地域別構想があります。法律には定められていませんが、多くの市町村が計画しまして、旧市町村単位で具体的な構想を目指す予定にしております。

なお、この合併市町村基本の計画を変更する場合は、みなさま地域審議会のご意見を拝聴し、議会の議決を得て県への申請に当たることになります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長；事務局より説明がありました。前回の議事の内容、また、ただいま説明のありました合併基本計画と新しい市の総合計画の関連について、何かご意見がありますでしょうか。特に議事録について、ここは私が言いたかったことと違うなど、あれば訂正いたしますので、お願いします。

委員；都市計画マスタープランの地域別構想がありますが、ここでは旧市町村担当であるが、この前の会議での意見と違ってしまいが、いきすぎてしまったのか。

事務局；誤解があるといけないので、この都市計画マスタープランの地域別構想というのは、旧村上市でも策定していたが、旧村上市では小学校区単位で策定していました。それが合併になりどうつくるかと検討したところ、旧市町村単位の地区割りで考えていました。かならずしも地区割りとしなければならないというわけでもないです。参考程度にお付けした次第です。

議長；合併基本計画の土地利用構想にあるゾーニングを基本にするのか。

事務局；そうではない。あくまでも総合計画の土地利用構想というのは、もっと大きな構想で考えているわけでありまして、合併基本計画の土地利用構想は、中を見るとむしろまちづくりの方向性が書いてある内容であります。“そのように見えるが、この内容でよいのですか。”というのが市長の諮問でありますので、都市計画マスタープランについては考えなくて結構です。

議長；前回のままの意見でいいということによろしいですね。

事務局；はい。補足で説明させていただきますと、合併の基本計画と新しい市ができる法律に基づいて新しい総合計画をつくらなければいけない。ということを見ていただくためにこの参考資料をつくりました。総合計画は、最も一番上の計画でありますので、参考に、その下につく都市計画マスタープランがある。土地利用計画を考えるうえでは、都市計画マスタープランでは旧市町村単位で考えており、逆に言えば、その上に位置する総合計画ではもっと大きな視点で見るというのであればそれでよいと思います。同じものでなければならないというのではないです。

委員；地域審議会では自由な発想で、自由な意見で答申すればよいということで、かならずしもこれら（合併）にとらわれる必要がないということで、理解しました。

委員；市報に載った記事を見ると、村上のようなゾーニングにこだわるべきじゃないという意見が無いので、かなりの温度差があるように感じた。旧町村は自分らの特色が無くなってしまおうという危惧が強いんだなと感じました。

委員；高校生のアンケートとあるが、ちなみに高校生は何人ぐらいからアンケートを取ったのか。

事務局；市内の全高校から、高校生は1年から3年までの全生徒（約2,000人）からいただいた。市内外に住んでいる、住んでいないに関わらず意見をいただいた。その中で各高校からの代表に11月7日にきていただき、市長に「わたしたちの思いはこういう地域になってほしい。」といった意見を述べるための懇談会を開きます。若い人達の思いを大事にして、総合計画を作りたいので、審議会に提示していきたい。

委員；各地域の文化を守るという意見が多く、その気持ちは理解できるが、この地区審議会では枠を超えて、大きなプロジェクトとして市長に答申するべきと思う。

議長；委員がおっしゃるように大きな観点、村上地域だけでなくもっと上に立った視点で答申すればよいと考えています。

委員；朝日地区のコメントで「教育と言う言葉がない」。私もPTA代表として、村上地区11校あるが、校舎の老朽化について前向きに検討していただきたい。中国の大地震もあったことから、校舎の耐震性について確認していただきたい。そのほか様々な問題等も抱えているので、前向きにぜひ、一項目として教育をあげていただきたい。統合している形じゃなく、独立した分野で考えていただきたい。

事務局；おっしゃるとおりだと思います。基本計画の中に分野別計画があり、教育分野につ

いても計画していきます。また、まちづくりの重点戦略として、戦略プロジェクトでも検討していきたい。今回の諮問とは別になります。前向きに検討していきたいと考えています。

議長；事務局からの説明と、みなさんからご意見をいただいたわけですが、よろしければ、この議案について意義がなければご承認いただきたいがいかがでしょうか
(拍手；全員了承)

(2) 市長に対する答申について

議長；それでは、承認を得たということで、次に進めさせていただきます。続きまして、第2項の答申についてを上程させていただきます。事務局のほうから説明をお願いします。

事務局；市長に対する答申についてであります。第1回目で行われた審議された内容について事務局のほうで整理し、この本地域審議会の答申の案としてまとめ、皆様にお配りさせていただきました。この答申案の内容については、合併市町村基本計画の土地利用構想をもとに、本地区のまちづくりの基本的方向についての答申内容と総合計画策定に向けたまちづくり等の要望を併せて答申した内容となっています。あくまで事務局でまとめたものですので、よろしくご審議いただきたいと思います。

議長；それでは、事務局でまとめた案を読み上げていただけますでしょうか。

事務局；(案を朗読)

(案)

視総合計画策定に向けた本地区のまちづくりの基本的方向について(答申)

当地域審議会に諮問された「市総合計画策定に向けた本地区のまちづくりの基本的方向(合併市町村基本計画上のゾーニング)」について、短い期間ではありましたが、委員各位のご理解とご協力により、活発な議論を重ねてまいりました。

議論の中では、「旧市町村単位での地区分けは違和感がある」「合併後はそれぞれ地域の魅力を理解し認め合っていくべきであり、地区それぞれで守っていく段階ではない」など、本地域に特化することなく、新市全体の一体感を醸成すべきであると考えことから、地区別のまちづくりの方向は出さず、その土地利用構想については、合併前の旧市町村単位にとらわれることなくそれぞれの特性を活かしたものとすることをまちづくりの基本的方向におけるゾーニングとして本地域審議会の答申といたします。

なお、新市が誕生して1年に満たない状況ですが、合併によりこれまでに培われてきた歴史・文化など地域色が薄れることが危惧されていると聞きます。こういった市民の不安解消に向けた取り組みを積極的に実行し、「合併して良かった」と市民が実感できる村上市の建設のため、邁進くださるよう強く要望いたします。

また、本地域審議会については、これまでに経験のない初めての審議会でしたので、委員各位

も戸惑いがあったかと存じますが、今後は市の施策等についてさらに踏み込んだ審議をし、地域のあり方や均衡ある発展に向けての提言など努力していきたいと考えておりますので、市民に開かれた市政運営に努められるよう切に要望いたします。

事務局；要約いたしますと、他の地区の審議会では始まったばかりだから地域性を大事にしなければならぬという意見はありますが、当審議会では、そういう意見もある中で、この際、一体感を出していくべきではないかという意見が多くございましたので、その方向で考えるべきだと感じまとめたものであります。ご審議をお願いいたします。

議長；このような意見のとりまとめでよろしいか皆様にお伺いします。

委員；文章がわかりにくいと思う。また、「ゾーニング」という言葉を払拭したいという意見が前回あったにも関わらず、掲載されているのはいかがなものか。

委員；土地利用構想とはどういうことを言っているのか。

事務局；例えば海岸部については、海岸を整備しながら風光明媚に保全していきましょとか、神林地区に代表される優良農地については、農地を守るとともに新しい有機栽培や担い手育成を進めていくべきだとか、また朝日地区の持っている森林については、水の浄化機能とともに大切にしていましょとか、また都市基盤については、町屋に見られる歯抜き状態をなくしていこうとか。

つまり土地利用構想とは、大きな括りで、土地の同一性を垣間見ながら方向性を埋めていくというふうに捉えていただきたい。

委員；大きな括りとしても、やはり地域の特性を大事にしていこうという話になるということでしょうか。

事務局；そうです。地域の特性というのは文化であったり、自然だったりさまざまに亘ることになります。

議長；そのほか、答申案について意見ございませんか。

委員；もう少しすっきりした形にできないか。もう少し短くてよいのでは。文章を短く切るようにしたほうが良い。また、未来志向をいれてもいいんじゃないかと思う。

委員；「ゾーニング」という言葉は抜けたほうが良い。これで地域分けしたことになるので、非常に無理を感じる。

委員；ほかの地区ではゾーンという考えで進んでいる。山北地区だけが本地区の考えに近い。ほかの地域の答申がどうなるか考えなくてよいのか。

委員；地区の意見としてはこれだということで答申が集まってくるので、ほかの地区のことは考えなくてよい。

委員；地域の特性を活かすのであれば、地域分けにこだわらなくてもできると思う。全体でとらえても、地域の特性・良さを出していけば、みんなに受け入れられるものができると思う。

事務局；答申の中身については、長い文章になってしまっておりますので、整理します。

委員；答申案にある「地区別のまちづくりの方向性は出さず」とあるが、それぞれの地域で地域の特性を活かして活力を見出しているのだから、この書き方は変に思われる。

議長；それでは、今ほどの意見を踏まえまして、整理して、事務局のほうで見直したものを、10分程度休憩を挟んで出ささせていただきたいと思います。

(休憩)

事務局；それでは、見直したものをお配りいたします。今一度読ませていただきます。

(案を朗読)

(案)

市総合計画策定に向けた本地区のまちづくりの基本的方向について(答申)

当地域審議会に諮問された「市総合計画策定に向けた本地区のまちづくりの基本的方向(合併市町村基本計画上のゾーニング)」について、短い期間ではありましたが、委員各位のご理解とご協力により、活発な議論を重ねてまいりました。

慎重な審議の結果、当審議会としては合併後の村上市全体の一体感を醸成すべきであると考えます。そのため、これまで培われてきた歴史、文化、自然環境などを大切にしながら、未来に明るい新市のまちづくりを行うための、全市的な土地利用となる構想であるべきと考えます。

また、本地域審議会については、これまでに経験のない初めての審議会でしたので、委員各位も戸惑いがあったかと存じます。今後は市の施策等についてさらに踏み込んだ審議をし、地域のあり方や均衡ある発展に向けての提言など努力していきたいと考えておりますので、市民に開かれた市政運営に努められるよう切に要望いたします。

事務局；先ほど議論いただいたところですが、修正等ありましたらお願いいたします。

議長；だいぶ簡素化されて、前回の答申とは大きく変わったのですが、いかがですか。

委員；よろしいと思います。

委員；ちょっと物足りない。みなさんからいただいた意見を揉まないうちに、統一されてない段階で、文章化をお願いしたので、意図したものでないように感じる。

議長；付け足すとすれば、例えばどんな文言を考えているか。

委員；例えば当初の答申案の中で「まちづくりの基本的方向におけるゾーニング」をはずすだけで、私たちの意見に近づくと。もう一步踏み込んだものであってほしい。

委員；こんなのはいかがでしょう。中断の部分ですが、「慎重な審議の結果、「合併後の村上市全体の一体感を醸成するため、基本的方向を合併前の旧市町村単位にとらわれず、それぞれの特性を関連させながら活かし、将来も志向したまちづくり」を基本的視点として本地域審議会の答申といたします。」としてはどうでしょうか。当初

の答申案をアレンジして、これよりももう少し詳しく表現したものとしてはどうか。

委員；今ほど委員の提案でよいと思う。また、下段の「また、本地域審議会については、これまでに経験のない」とあるが、この文章は書く必要ない。

委員；当初案にあった『合併後はそれぞれ地域の魅力を理解し認め合っていくべきである。』というのは大事だと思うので、残してもらいたい。また、「旧市町村単位での地区分けは違和感がある」「地区それぞれで守っていく段階ではない」という文言ははずしたほうが良い。

議長；もう一度、今ほどの意見を踏まえ、事務局で整理してください。

事務局；それでは、今ほどいただいた意見を入れさせていただきましたものをお配りいたしました。今一度読ませていただきます。

(案を朗読)

(案)

市総合計画策定に向けたまちづくりの基本的方向について(答申)

当地域審議会に諮問された「市総合計画策定に向けたまちづくりの基本的方向(合併市町村基本計画上のゾーニング)」について、短い期間ではありましたが、委員各位のご理解とご協力により、活発な議論を重ねてまいりました。

議論の中では、「合併後はそれぞれ地域の魅力を理解し認め合っていくべきである。」など、新市全体の将来像を見据えた意見が出されました。

慎重な審議の結果、「合併後の村上市全体の一体感を醸成するため、基本的方向を合併前の旧市町村単位にとらわれず、それぞれの特性を関連させながら活かし、将来も志向したまちづくり」を基本的視点として本地域審議会の答申といたします。

なお、新市が誕生して1年に満たない状況ですが、市民が安心できる取り組みを積極的に実行し、「合併して良かった」と市民が実感できる村上市の建設のため、邁進くださるよう強く要望いたします。

また、本地域審議会については、今後は市の施策等についてさらに踏み込んだ審議をし、地域のあり方や均衡ある発展に向けての提言など努力していきたいと考えておりますので、市民に開かれた市政運営に努められるよう切に要望いたします。

議長；この答申案でいかがでしょうか。

委員；これでよろしいかと思えます。

委員；合併後はそれぞれ地域の魅力を理解し認め合っていくべき」を入れたことで、柔軟性がでてきたと思う。

議長；この答申でよろしいでしょうか。

(全員了承)

4. 答申

事務局；本来であれば市長が出席し、答申をいただくところですが、所用により市長の代理として企画部長が答申をお預かりいたします。会長から答申書をお渡し願います。

会 長；それでは村上地区の地域審議会として答申させていただきます。

（会長より企画部長へ答申書を渡す。）

部 長；ありがとうございます。謹んでお預かりいたします。

5. その他

議 長；その他事務局からあればお願いします。

事務局；ありがとうございました。本来、地域審議会はどんなことをするのかといった説明もそそくさに、「地区別まちづくりの基本的方向」や「土地利用構想」といった、つかみ所のない審議をお願いいたしました。誠に申し訳なく思っております。今年度については、本会議をもって、諮問に基づく審議については終了させていただくこととなります。

なお、次年度は、年4回程度地域審議会を予定しております。

市長から諮問するもの、または委員会としてこういうことを議論しようというのがあって、4回程度地域審議会お願いしたいと思っております。今後とも、精一杯いいまちをつくるため計画を進めていきたいと思っておりますので、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

6. 閉会

議 長；私の不手際でだいぶ時間が延びましたこと、改めてお詫び申し上げまして、また来年度に向けて皆様のご協力をお願いいたします。

本日はありがとうございました。

閉 会 午後8時45分